

# 税理士による 税の無料相談のご案内

税理士はあなたの身近なパートナーです。  
税のことについては、お気軽に税理士をご活用ください。



東京税理士会 渋谷支部 事務局

無料相談のお問い合わせ・税理士の紹介

03-3461-2938

平日9:00~17:00(土、日、祝日 夏期休暇・年末年始除く)

## 東京税理士会 渋谷支部について

税理士は納税者の代理人として、税の相談や申告の業務を通じて、

多くの皆様から信頼され、

申告納税制度の発展に寄与して参りました。

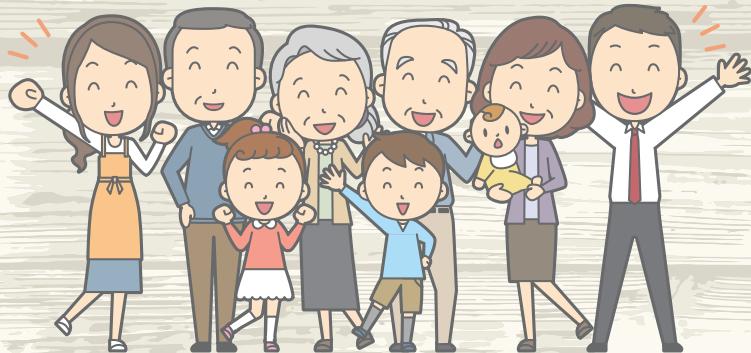
そしてこれからも、民間における唯一の税の専門家として

その専門知識を活かし、税の無料相談によって

社会に貢献するという大切な役割を果たしていきたいと

考えております。

どうぞ税理士による無料相談をご活用ください。



暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。

税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます。

(～税理士法第38条～)

安心してご相談ください。

## 渋谷支部所属税理士をご紹介しています

東京税理士会渋谷支部では、ご希望の方へ渋谷支部所属税理士を  
隨時ご紹介しています。

法人の決算申告はもとより、個人事業主の申告、個人の相続税申告など、  
ご遠慮なくご相談、ご依頼下さい。

※すでに税理士にご依頼されている方はご遠慮ください。



ニセ税理士に  
ご注意！

わたしたち税理士は“あなたの暮らしのパートナー”です。

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。  
ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって多くの方々が被害を受けています。



# 無料相談会

東京税理士会渋谷支部には『納税者支援センター渋谷』を併設しており、毎週1回、納税者の税に関する相談に応じています。『税理士と弁護士による相続税無料相談会』では年5回、税理士・弁護士の2士業合同で相続に関するご相談に応じています。また『暮らしと事業の無料相談会』では年4回、7士業合同でワンストップ相談に応じています。さらに所得税の確定申告期には、小規模納税者に対する無料相談を渋谷区の区民会館など各地で行っています。



## 税理士と弁護士による 相続税無料相談会

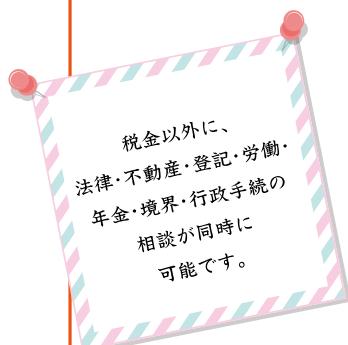
【日 時】土曜日(年5回開催) ※事前予約制  
【場 所】渋谷ヒカリエ11F 他  
【相談時間】45分  
【対 象 者】渋谷区在住・在勤の方  
【予 約】おおむね開催日1か月前から予約開始  
※詳細はしづや区ニュース、支部ホームページをご確認ください。

## 納税者支援センター渋谷

【日 時】原則として、毎週火曜日  
10:00~12:00、13:30~16:30  
(12:00~13:30は休憩時間になります。)  
【場 所】納税者支援センター渋谷(東京税理士会渋谷支部)  
・渋谷区桜丘町16-15 カーサ渋谷301  
【相談時間】50分  
【対 象 者】納税地が渋谷区の個人・法人  
【予 約】事前予約制  
(必ず、電話で予約のうえ、お越しください。)

## 暮らしと事業の無料相談会

税理士、弁護士、司法書士その他の専門家7士業による共催の無料相談会です。  
相続税だけでなく、相続にまつわるその他の法律問題についても、複数の専門家に同時に相談できます。  
渋谷区ならではの大変ユニークで有益な相談会です。



【日 時】年4回開催 ※事前予約制  
【相談時間】40分  
【対 象 者】渋谷区在住・在勤の方、渋谷区内の事業者の方がご利用いただけます。  
【場 所】渋谷区立勤労福祉会館(渋谷区神南1-19-8)  
【予 約】おおむね開催日1か月前から予約開始(詳細はしづや区ニュース、支部ホームページをご確認ください。)  
主催: 渋谷暮らしと事業の無料相談会運営委員会  
後援: 渋谷区、東京商工会議所渋谷支部  
他士業: 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、不動産鑑定士  
関連URL: <https://www.shibuya-shigyo.org/>



# 東京税理士会 渋谷支部



〒150-0031

渋谷区桜丘町16-15 カーサ渋谷301

営業時間 【9:00~12:00】 【13:00~17:00】

※土・日・祝日、夏期休暇、年末年始を除く

■駐車場の設備はございません。

近隣のコインパーキングをご利用ください。

電話 03 (3461) 2938

FAX 03 (3461) 2829

<https://www.zeirishi-shibuya.org/>

